

開発途上国の社会・経済開発のための
民間技術普及促進事業

2017年度第1回公示後説明会

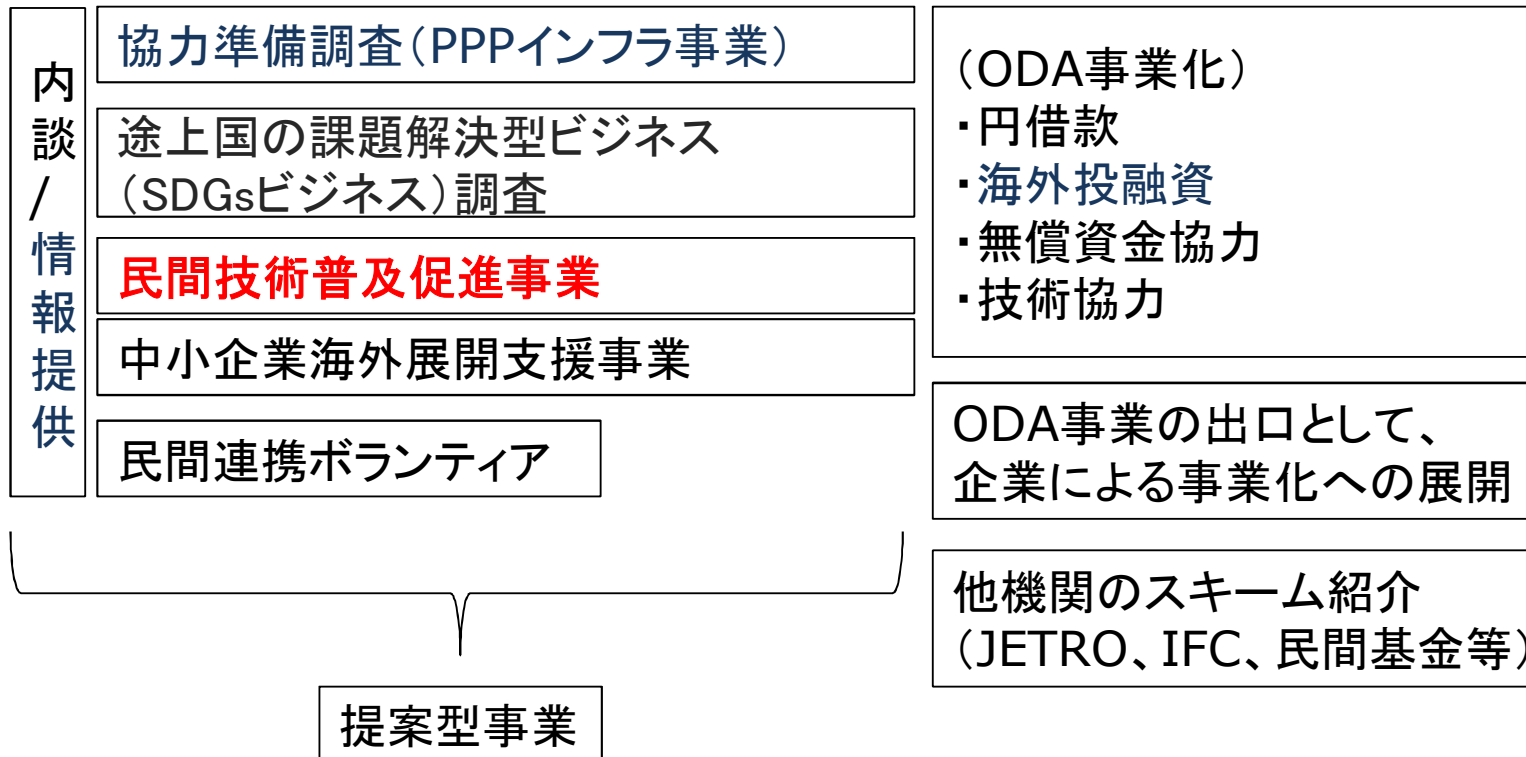
2017年4月

独立行政法人国際協力機構(JICA)

民間連携事業部

- 1 JICAの民間連携について
事業ステージ毎の民間連携事業・メニュー
- 2 民間技術普及促進事業の概要
- 3 提案・活動のポイント
- 4 審査基準
- 5 ご提案にあたっての留意点
- 6 過去の応募動向・参考情報 ほか

1 事業ステージ毎の民間連携事業・メニュー

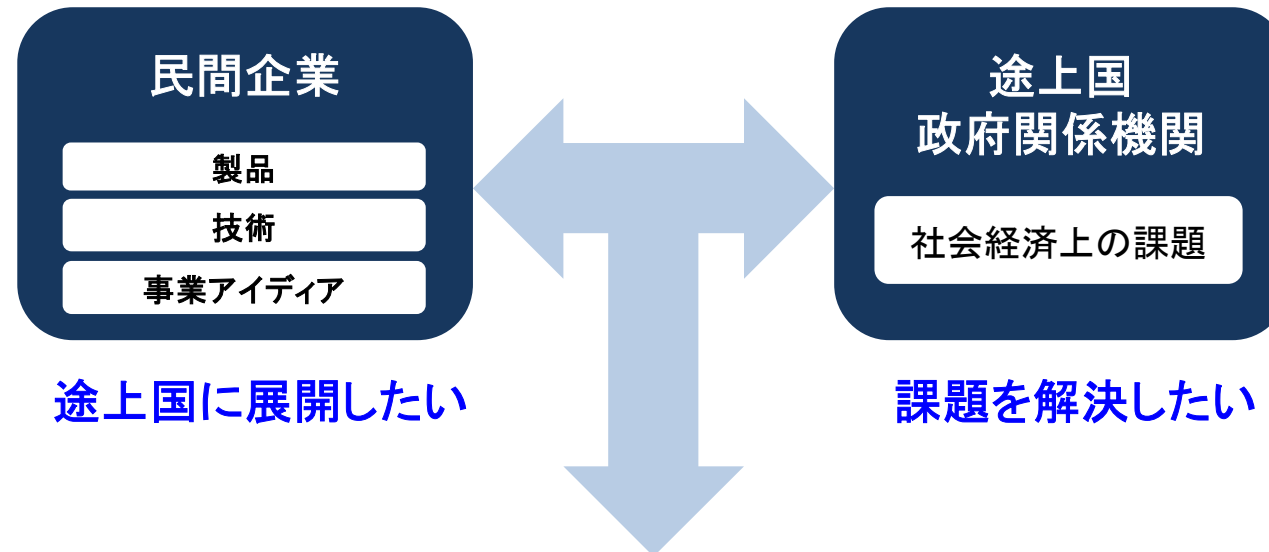


2 民間技術普及促進事業の概要

■ 事業の背景・目的

- 本制度は、開発途上国の政府関係者を主な対象とする本邦での研修や現地でのセミナー等を通じて、日本企業が持つ優れた製品、技術、システム等への理解を促すと共に、開発への活用可能性の検討を行うことを目的とするもの。
- 2013年度に開始した提案公募型事業で、過去7回の提案総数は317件、うち89件を採択。

2 民間技術普及促進事業の概要



JICAは開発課題の解決に向けて日本の民間企業が保有する技術・製品等を途上国政府関係者に紹介する民間企業の普及活動を支援



2 民間技術普及促進事業の概要

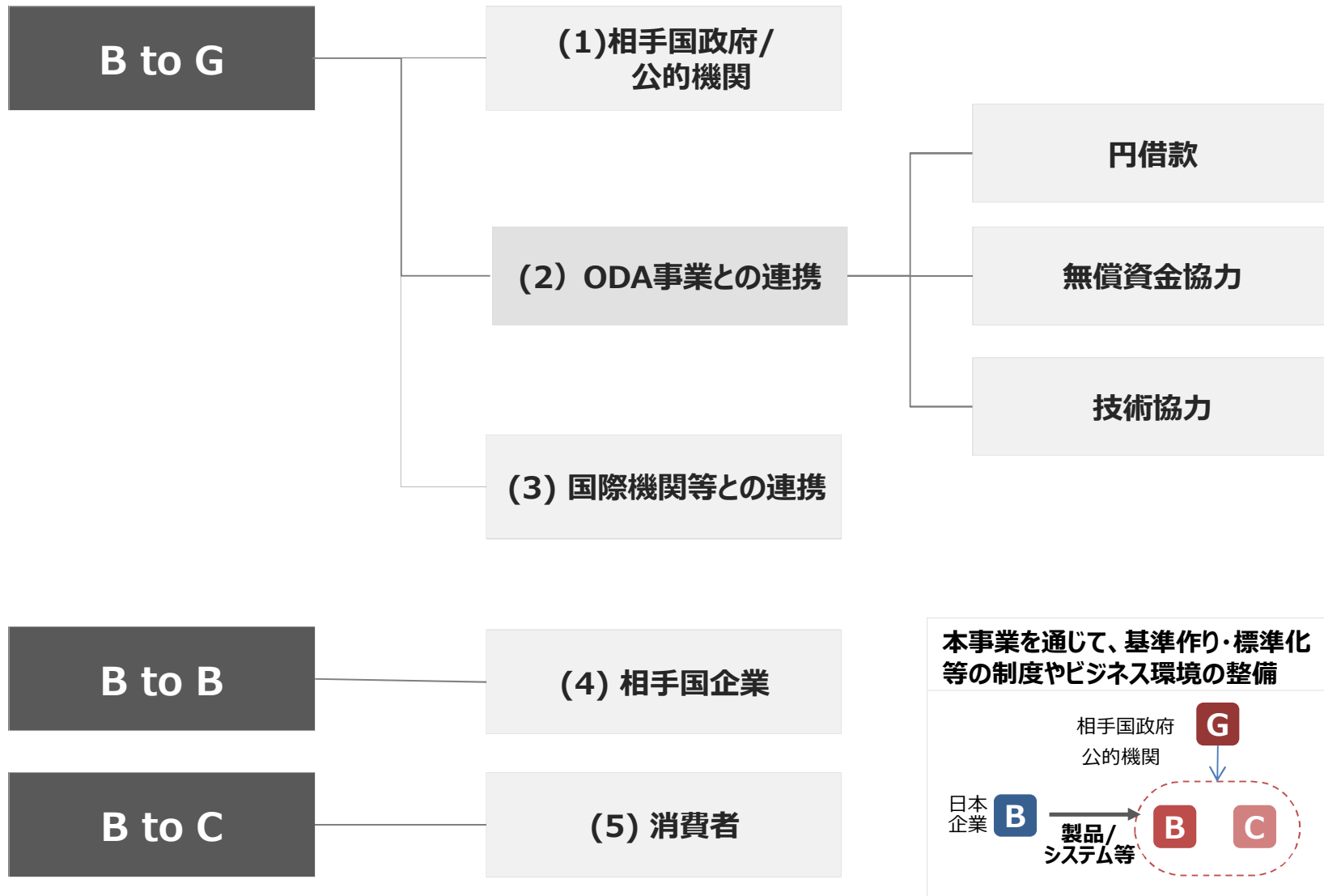
■ 期待される成果

- 我が国民間企業と開発途上国政府関係者との人的ネットワーク形成
- 途上国事業やODA事業での、我が国民間企業の製品・技術・ノウハウ・システム等の活用促進
- 我が国民間企業の海外事業展開の促進
- 以上を通じた、開発途上国の人々の生活の質向上

■ 業務の内容

- (1) 本邦への受入活動
- (2) 開発途上国での現地活動 ほか(スライド11参照)

ビジネス展開参考：民間技術普及促進事業の出口



[無償資金協力、円借款等の活用を念頭に置いた提案を行う場合には、想定する国、スキーム（無償資金協力、円借款）、事業内容等を踏まえ、入札資格要件、入札保証等の条件に十分留意する必要があります。応募に際しては、直近3年間の財務諸表を提出頂くと共に、企画書及びヒアリングで入札資格要件や入札保証等の諸条件を満たすための方策（JV組成等）を確認させていただきます

2 公示の概要（前回第7回公示例より）

提案者	本邦登記法人 (会社法上の外国会社、特定非営利活動法人及び自治体は本事業の対象外)
対象国	JICAの在外事務所等が存在する開発途上国（約90か国）
契約方式	採択企業への業務委託(補助金事業ではありません)
上限額 ・ 募集件数	上限2千万円・10件程度
業務期間	契約締結日から2年以内
負担経費	・人件費(外部人材活用費のみ)・旅費・機材製造・購入・輸送費輸送費 ・現地活動費・本邦受入活動費・管理費
対象	開発途上国の社会・経済開発に資する提案

2 公示の概要

■ 募集スケジュール

- 2017年4月5日： 公示
- 4月6日/4月10日： 公示後説明会（東京/大阪）
- 4月19日17時： 質問書受付締切
- **5月9日正午：** **企画書提出締切**
- 6月下旬～7月中旬頃： ヒアリング（必要に応じ実施）
- 7月下旬頃： 有識者委員会
- **8月下旬頃：** **事業提案者への採否通知**
- 9月以降： 契約交渉、相手国政府からの同意取付
- 10月以降： 契約締結、業務開始

**(※) 契約交渉及び相手国政府からの同意取付に要する期間は、
個々の案件によって異なることが予想されます。**

3 提案・活動のポイント

企画書提出までの主な準備(基本編のおさらい)

- 対象国・技術の検討
- 現地課題の分析・解決策の検討
- 技術の導入を想定した現地調査
- 現地政府関係機関の選定と協議(事業の実施体制、技術の導入に伴う予算確保、「協議議事録」(スライド18参照)の案内等)
- ビジネス体制(普及・販売チャネル、メンテナンスに係る現地パートナー、代理店、合弁会社等)の検討
- 競合他社の状況調査、分析 ほか

3 提案・活動のポイント

本事業における主な活動内容

提案技術の必要性・有用性の理解を深め、ビジネスに繋げるための

【現地活動】

- ・ カウンターパートである現地政府関係機関等とのキックオフミーティング（計画の再確認）
- ・ 実機の設置・導入によるデモンストレーション
- ・ 専門技術及び機器操作等に関する講義・研修
- ・ 機器等のメンテナンス指導
- ・ 実機による効果のデータ収集・分析
- ・ 講義・研修・実施による効果検証
- ・ カウンターパートを交えた事業結果報告会・ワークショップ開催
- ・ 現地関連イベントや展示会等への出展
- ・ ビジネスパートナーを交えた商談会 ほか

【本邦受入活動】

- ・ 提案技術・製品の導入済み現場の視察
- ・ 自治体等による運用・普及に関する講義
- ・ 提案技術・製品の製造工場、研究所等を視察

道路防災(落石対策)普及促進事業 三井物産株式会社・東京製鋼株式会社(ジョージア)

ジョージア国の開発ニーズ

- 国土面積の約6割が危険地域であり、うち25%が落石・地滑りの恐れあり
- 危険地帯への対処が追いついておらず、毎年災害により数名の人命被害や約2~3億円の直接損害が発生

提案企業の技術・製品



製品・技術名

落石の初期始動を防止する「マイティーネット」

事業のポイント

- ・試験設置による効果検証、製品特性のアピール
- ・LCC概念の理解促進

ジョージア国側に期待される成果

- 落石危険地帯への対策が進む
- 適切な防災安全規格の平準化
- 安全意識の普及

普及促進事業の内容

- 他社製品施工場所の側へ試験設置することによる優位性検証
- セミナー開催によるライフサイクルコスト(LCC)概念の理解促進
- 日本の防災基準・取り組みに関する理解促進

日本企業側に期待される成果

現状

- 落石対策製品の評価基準が無くLCCの認識が乏しいため、他国製品との差別化が図り難い

今後

- 製品の優位性及びLCC概念の浸透、及び日本規格の平準化による、マイティーネット及び他の安全防災製品の普及、及び周辺国へのビジネス機会の拡大

＜主な審査基準＞

1. 普及対象とする技術を用いたビジネス展開の可能性
2. 開発課題解決への貢献可能性
3. 本事業の実施計画

4 審査基準

<審査基準1 普及対象とする技術を用いたビジネス展開の可能性>

<p>1. 普及対象とする技術を用いたビジネス展開の可能性</p>	<p>○普及対象とする技術(製品・ノウハウ・システム等)は、先導性、革新性、比較優位性及び市場へのインパクト等を有しているか。</p> <p>○普及対象とする技術を用いたビジネス展開の方針と計画は具体的か。</p> <p>○ビジネス面でのリスク、環境・社会面のリスクについて十分に注意が払われているか。</p> <p>○民間企業の国際展開強化に係る我が国政策との整合性及び国内地域経済活性化への貢献が期待できるか。</p>
<p>ポイント</p>	<p>○安全性等が確立されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証段階ではない ・国内外における実績 <p>○事業の採算性の目途が立っているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競合製品との比較優位 ・導入可能性のある価格帯であるか <p>○ビジネスモデルの構造や、バリューチェーンが具体的に計画されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の確認 ・ビジネス及びメンテナンス体制(現地パートナー・代理店・合併会社等) <p>○中長期的な採算性を見据え、黒字化計画を立てているか</p>

4 審査基準

< 審査基準2. 開発課題解決への貢献可能性 >

<p>2. 開発課題解決への 貢献可能性</p>	<p>○提案事業の対象となる国・地域・都市が抱える開発課題は適切に分析されているか。</p> <p>○普及対象とする技術は、当該開発課題の解決に貢献する可能性が期待できるか。</p> <p>○普及対象とする技術と、海外投融資、円借款、技術協力等、ODA事業との連携可能性はあるか。</p>
<p>ポイント</p>	<p>○対象の技術・製品・システムは途上国の開発課題に即しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品売り切りではない ・課題の分析・解決策 ・現地政府側のニーズ確認 <p>○単なる製品の売り込みだけではなく、<u>制度構築に働き掛けるような取り組みか</u></p> <p>○対象国や周辺国への<u>広がり</u>は期待できるか</p>

4 審査基準

<審査基準3. 本事業の実施計画>

<p>3. 本事業の実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス展開に先立ち、本事業を活用する必要性が明確か。 ○事業計画は具体的かつ必要十分な内容か。 ○事業の遂行にあたり、適切な実施体制(人材・パートナー・カウンターパート)が組まれているか。 ○事業の提案にあたり、事前に必要な準備を行っているか。
<p>ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な実施機関を選定しているか ・協議先機関は、事業への判断・実行可能な機関であるか ○相手国政府関係者との事業実施に係る協議や合意形成が進んでいるか ○提案企業のコアビジネスとの関連が明確であり、事業化に向けた中長期的な経営のコミットメントが確認できるか ・予算や具体的な事業計画への理解はどうか

4 審査基準 - 参考

＜審査基準2. 開発課題解決への貢献可能性参考情報サイト＞
各国が抱える社会・経済開発上の課題を把握する上でご活用ください。

- ① 外務省 国別開発協力方針・事業展開計画
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html
- ② JICA 各国における取り組み
<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>
- ③ JICA 民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題
http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html
- ④ JETRO 国・地域別情報
<https://www.jetro.go.jp/world/>
- ⑤ 世界銀行 各国情報(英語)
<http://www.worldbank.org/en/country>

5 ご提案にあたっての留意点

■ 望ましいご提案内容

- ✓ 製品・技術の単純な紹介に留まらず、対象国の開発の観点から、より高い付加価値や広がりが期待されるご提案を歓迎します。
(例)
 - 事業の先導性・モデル性が高く、本事業の実施を通じ、広範な波及効果が期待されるような提案
 - 提案事業に付随した分野での政策・制度改善や、人材育成強化に向けた相手国政府への働きかけを活動計画に含む提案

■ 相手国政府の意向確認

- ✓ 本事業予算を用いて資機材調達を行う場合、本事業終了後の資機材の維持管理を適正に行うことを確認する観点から、事業に関連する相手国実施機関(公的機関又はこれに準ずる機関)との間で、**協議議事録(Minutes of Meetings)**の交換を行います。
- ✓ 意向確認は、採択の通知後、契約締結までの間に行うものとします。
- ✓ 協議議事録は、資機材の維持管理方法、責任及び免税通関の可否等を含む内容とし、事業提案者、相手国実施機関、JICAの三者の間で交換します。
- ✓ 事業提案者が自費で資機材調達を行う場合は、協議議事録の締結は行わず、事業提案者の責任で管理、譲渡、処分等を行っていただきます。

5 ご提案にあたっての留意点

■ 対象外となるご提案

- ① 日本の製品、技術、ノウハウ、システム等の普及を目的としない案件
- ② 本邦受入活動及び現地活動の対象に相手国政府関係者が含まれない案件
- ③ 国際入札のプロセスにおいて、事前資格審査または入札のスケジュールが公表されている案件
- ④ 本事業に係る同一回の公示において、同一の法人ないしは共同企業体から、内容が同一または著しく類似する複数の企画書が提出された案件
- ⑤ 事業提案者(共同企業体を構成する場合は代表法人)が、同時期に募集される他のJICA事業に同様の事業を重複して提案した場合。(代表法人は最も親和性の高い一つのスキームに応募をすることとし、同応募の採択通知受領まで他スキームに応募することはできません。) 注)
- ⑥ 事業提案者が受託する他機関・団体の事業補助金等と対象地域や内容が重複する案件(但し、事業内容等が客観的に違うことが説明できるとJICAが認める場合には、本事業の対象となることがあります。) 注)
- ⑦ 基礎的な情報収集を行うための調査を目的とする案件
- ⑧ 本事業後のビジネス化を計画していない案件
- ⑨ 事業提案者又は外部人材を雇用する法人が、企画書の提出締切日以降から、契約締結予定日までに資格停止措置を受けた案件

注) 企画書においては、JICA事業及び他機関・団体の事業への応募状況、受注実績等をご記載いただきます。

5 ご提案にあたっての留意点

■ 医療行為の有無の確認 ※事前にご確認下さい。

<医療行為>

本事業の実施にあたり、提案法人/外部人材/補強による医療行為については、以下の条件を満たすことを前提とします。応募時点で以下の条件を満たしている、またはそのための準備が十分に進んでいることが望ましく、医療行為を含む活動を予定する場合は、相手国の保健医療事情や実施体制(技術移転の対象となる特定の医療技術のみならず、患者への安全確保に必要な医療施設での管理体制、チーム医療体制、技術管理体制、保健医療従事者の能力等)、相手国における法制度及び医療訴訟の判例の有無とその内容等、医療行為を実施する妥当性(免許、実績、語学力、組織としてのバックアップ体制等)について十分に検証いただき、詳細を企画書にご記載ください。

<実施の条件>

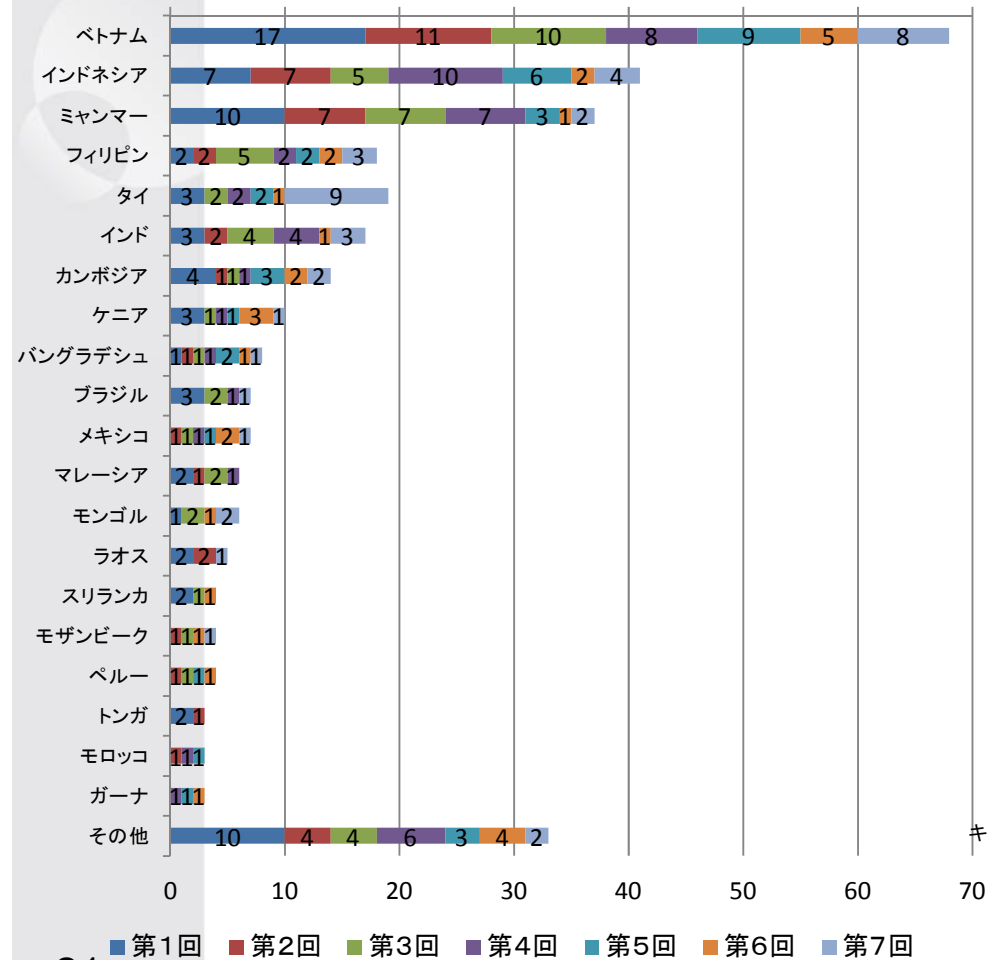
- 医療行為を行う提案事業関係者が相手国の有資格者として認定されていること、又は医療行為を行う認可を相手国(中央または地方府)から書面で得ていること。
- 相手国責任機関(公的機関の場合は保健省、民間機関の場合は保健省等または民間病院)と免責事項について協議し、医療事故等の責任を問われた場合は、故意または重過失による場合を除き、相手国責任機関が、JICA、提案企業関係者及び医療行為実施者に代わり責任を負担することについて、法的拘束力を有する合意文書を相手国責任機関、提案法人及びJICAの三者(又は右三者と医療行為実施者の四者)で締結すること(企画書提出時まで合意文書の取付けが困難な場合は、案件採択後、契約締結前に相手国責任機関からの理解を促進した上での合意取付けも可とする。合意文書締結前の医療行為実施は不可。)
- 故意または重過失による医療過誤等に伴う民事責任及び刑事責任は、医療行為実施者が負うこと(JICAとの契約書等にて定める。)
- 患者またはその家族に対するインフォームドコンセントを得ていること。
- 医療賠償責任保険に加入すること。本邦受入活動等で日本国内での医療行為を行う場合は、厚生労働省が定める臨床修練制度(医師法第17条他)に従うこと。

※詳細は募集要項の15ページから16ページをご確認下さい。

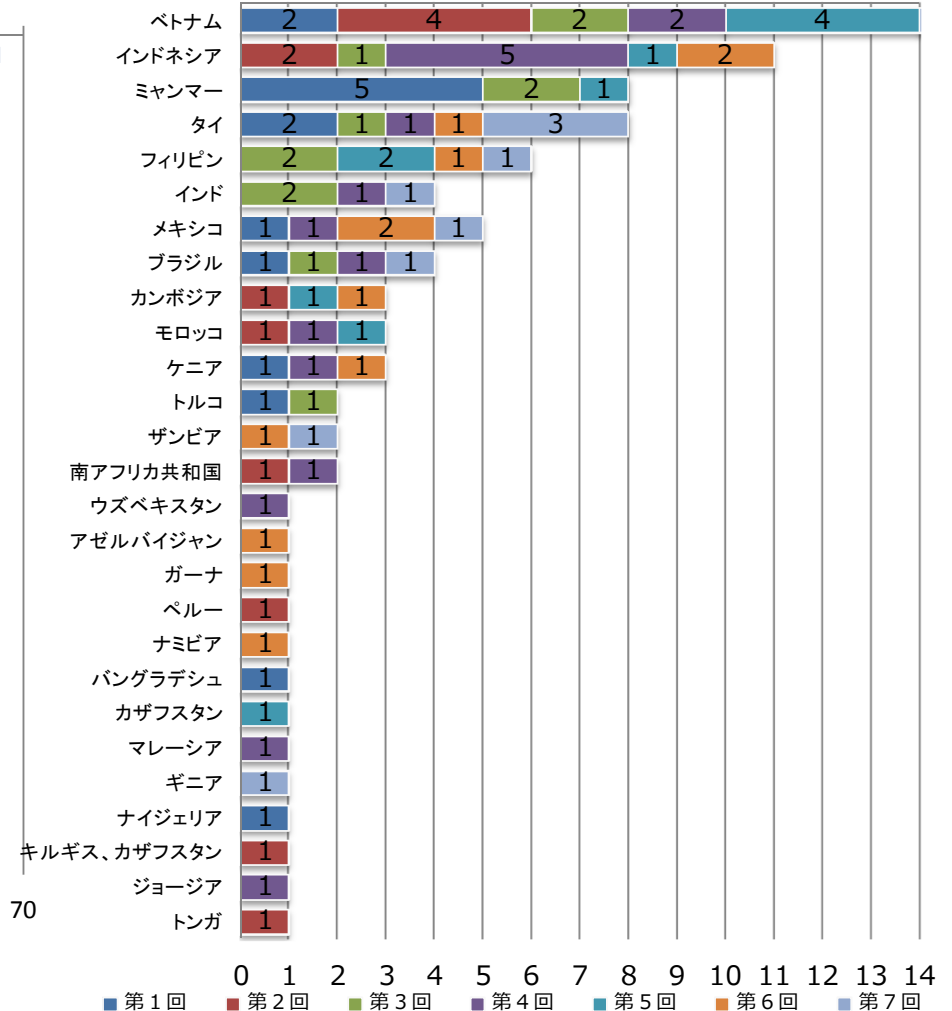
6 過去の応募動向(国・地域)

- 東南アジア等、アジア進出を目指す企業が応募の多数を占めた。
- アフリカ、中南米、中東・欧州等を対象とする提案も広く採択。

国別応募数



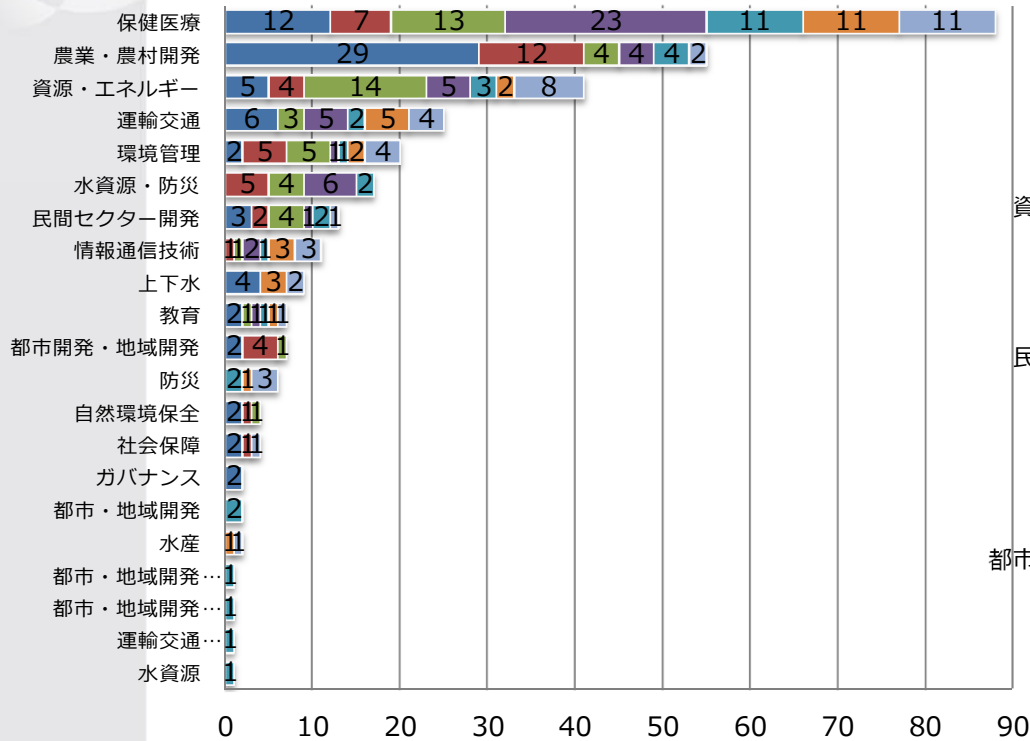
国別採択数



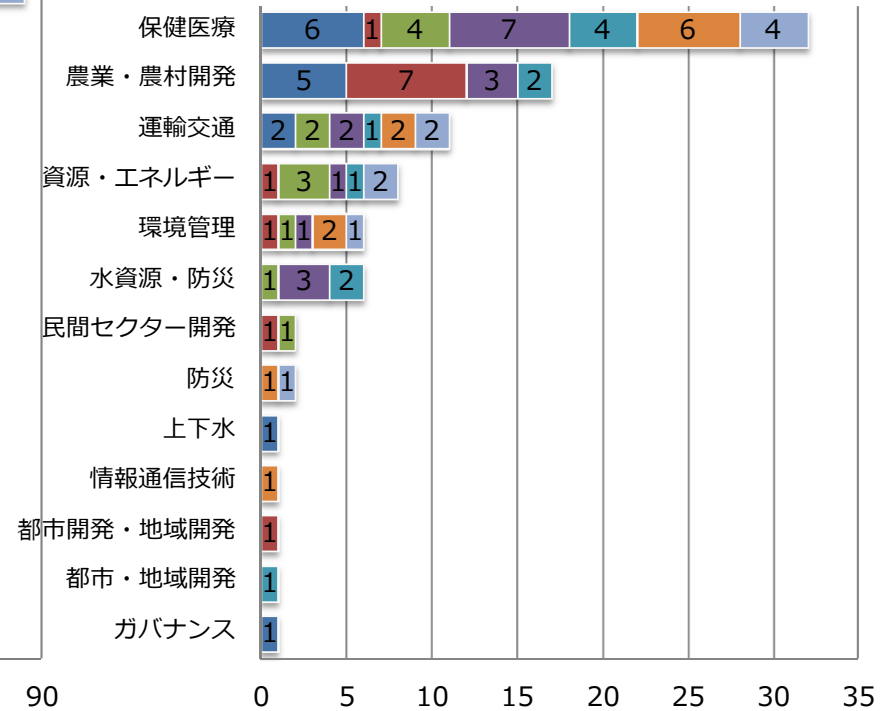
6 過去の応募動向(開発分野)

- 多様な開発課題に対し、幅広い事業の提案がなされている。
- 採択案件の課題分野も幅広く分布。相対的には、保健医療、農業・農村開発、運輸交通、資源・エネルギー分野が多い。

開発課題別応募数

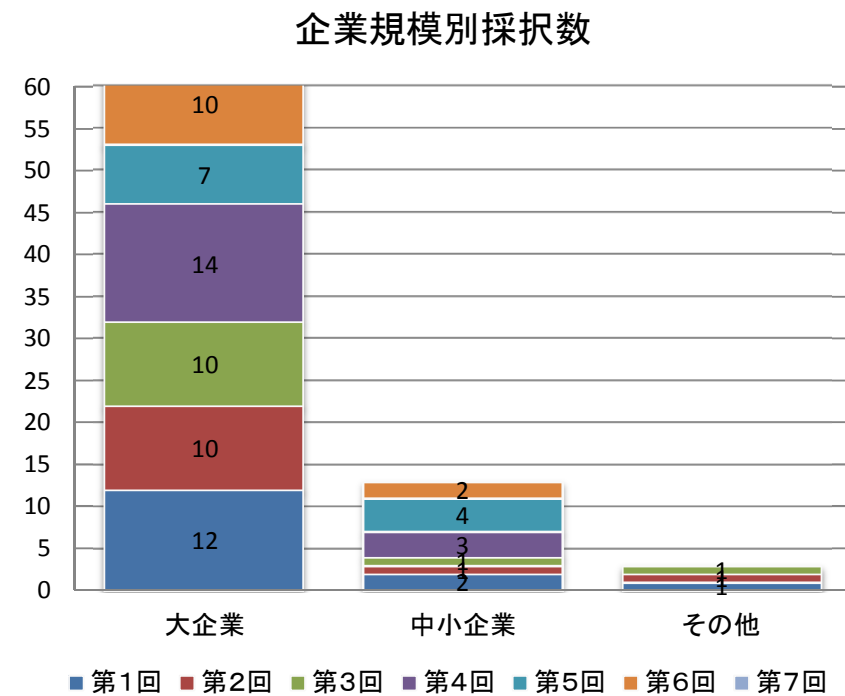
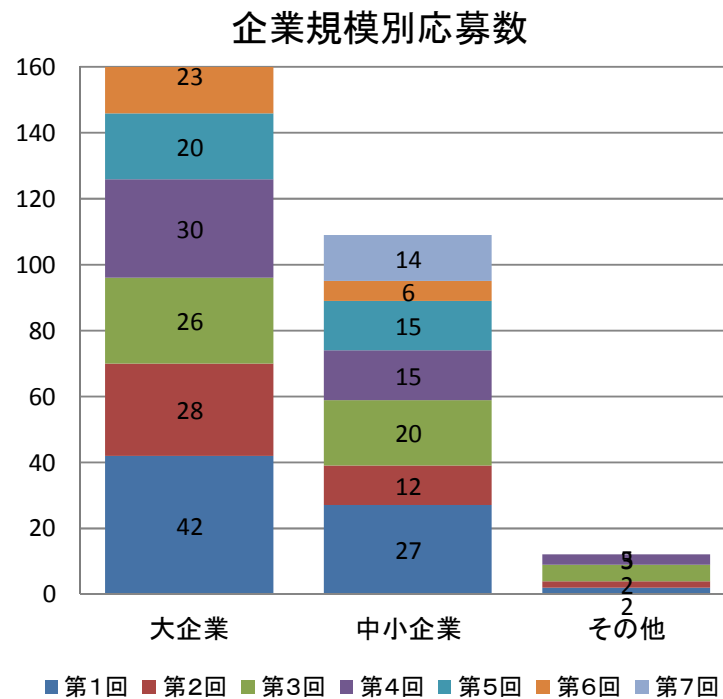


開発課題別採択数



6 過去の応募動向(法人規模)

- 中小企業の応募は約5割。
- 採択案件は、大企業による提案が多数を占める。



「民間技術普及促進事業」公示掲載ページ

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/kaihatsu/index.html

① JICAトップページ > ② 企業の方（民間連携） > 【お知らせ】

①



②

民間連携 - 民間企業の皆様へ -

昨今、途上国の経済成長と持続的な社会発展・貧困削減における民間企業や民間資金の重要性は増すばかりです。我が国も環境・気候変動、食料、資源などグローバルな問題に直面していますが、これらの問題を解決するには民間セクターの役割が決定的な重要性を持つといっても過言ではありません。

JICAは、国内14か所、海外約100か所の拠点を有し、現在150以上の国・地域でODA事業を展開しています。ODA事業を通じて蓄積した海外の現地情報や豊富なネットワークを生かし、JICAは開発途上国への海外展開をご検討される企業の皆様に支援します。

お知らせ

- 9月17日 [● 民間技術普及促進事業2015年度第1回公示について](#)
- 9月7日 [● 民間技術普及促進事業2015年度第1回公示に係る業務説明会の日程について](#)

「民間技術普及促進事業」Facebook掲載ページ

<https://www.facebook.com/jicappp>

①JICAトップページ > ②企業の方（民間連携） > 【Facebookによる情報提供のご案内】

Facebookによる情報提供のご案内

民間連携事業部では、Facebookの公式アカウントを通じて、「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」、「協力準備調査（PPPインフラ事業）」、「海外投融資」等に関する情報提供を開始致しました。

公示予定や採択案件に関し、Facebookを通じた情報提供をご希望の方は、アカウントをご登録頂きますと幸いです（JICA民間連携事業部のページで「いいね！」ボタンを押下することでご登録頂けます）。

● [Facebook公式アカウント：JICA民間連携事業部（外部サイト）](#)
（閲覧にあたってはログインが必要となります。）



The screenshot shows the Facebook profile of the JICA民間連携事業部. The profile picture is the JICA logo. The page name is 'JICA 民間連携事業部' with the handle '@jicappp'. The bio mentions '民間技術普及促進事業 (2016年度第1回)'. A recent post from August 10, 2016, at 17:09, is visible, containing information about a public hearing for the 2016 fiscal year first round of the program. The post lists dates for Osaka and Tokyo and mentions that TV streaming is available for JICA staff. Below the post, there are options to like, comment, and share, and a 'Like' button is visible.

「民間技術普及促進事業」完了案件報告書掲載ページ

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/report/fukyu.html

①JICAトップページ > ②企業の方（民間連携） > 【調査報告書】

調査報告書

- ◆ [協力準備調査（PPPインフラ事業）報告書](#)
- ◆ [協力準備調査（BOPビジネス連携促進）報告書](#)
- ◆ [開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業報告書](#)
- ◆ [中小企業連携促進調査（F/S支援）報告書](#)
- ◆ [その他の調査報告書](#)

「民間技術普及促進事業」案件事例検索ページ

http://www2.jica.go.jp/ja/priv_sme_partner/

①JICAトップページ > ②企業の方（民間連携） > 【JICAの民間連携事業メニュー】

JICAの民間連携事業メニュー

民間企業が活用可能なJICA事業メニュー一覧

- 民間企業が活用可能なJICA事業メニュー一覧 (PDF/134KB)

民間連携事業部 担当

- 海外投融資
- 協力準備調査 (PPPインフラ事業)
- 協力準備調査 (BOPビジネス連携促進)
- 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

国内事業部 担当

- 中小企業海外展開支援事業 - 基礎調査 -
- 中小企業海外展開支援事業 - 案件化調査 -
- 中小企業海外展開支援事業 - 普及・実証事業 -

青年海外協力隊事務局 担当

- 民間連携ボランティア制度

国際協力人材部 担当

- PARTNER - 国際協力キャリア総合情報サイト -

人間開発部 担当

- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABEイニシアティブ) プログラム
- 保健医療分野における民間連携について

その他

- その他、企業の方々が利用可能なJICAの取り組み

案件事例検索

- 採択案件の詳細情報をご紹介します。

「民間技術普及促進事業」課題発信掲載ページ

http://www.jica.go.jp/sme_support/reference/subjects.html

① JICA トップページ > ② 企業の方（民間連携） > 【その他の情報提供】

その他の情報提供

- **民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題**
- [投資環境関連情報](#)
- [グローバル人材・人材ネットワーク情報](#)
- [海外の現地情報](#)
- [その他、企業が利用可能なJICA事業](#)
- [ODA事業に関する情報](#)
- [調達・契約情報](#)
- [日本政府の取り組み](#)
- [その他関連リンク](#)



中小企業海外展開支援事業

English お問合せ窓口

Googleカスタム検索 検索

ホーム 概要・メッセージ 各種事業紹介 事例紹介 公示・募集、説明会情報

ホーム > [広域参考情報](#) > [民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題](#)

民間企業の製品・技術の活用が期待される開発途上国の課題

民間企業の製品・技術の活用が期待される現地の情報を掲載しています。JICAによる支援事業に応募する際の参考情報としてご利用ください。現地詳細情報は、開発課題及び想定用途、関連するODA案件、公的機関名等が参照頂けます。

また、外務省が実施している「ニーズ調査（コンサルタント等に委託し、我が国中小企業が有する製品・技術の途上国の開発課題解決のための有効活用と、その実現に資するODA案件の検討を念頭に、途上国におけるニーズ及び当該製品・技術の活用可能性、並びに開発援助案件としての事業化に必要な調査を行う）」の報告書が下記URLから参照頂けます。

なお、応募される企画書の内容が掲載されている課題に該当している場合でも、採択されることが約束されるわけではありませんので、ご了承ください。

□ [ニーズ調査報告書（外務省ホームページ）](#)

最終更新日：2016年3月18日

環境・エネルギー

□ [民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報（環境・エネルギー）](#)

廃棄物処理

□ [民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報（廃棄物処理）](#)

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

第1回採択案件一覧（2013年8月28日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	タイ	住友電気工業株式会社	-	バンコク都の渋滞問題改善のための交通管制システム維持・管理技術普及促進事業
2	タイ	旭化成株式会社	旭化成メディカル株式会社、日機装株式会社	透析技術ネットワーク開発計画におけるCDDS(多人数用透析液供給装置)技術普及促進事業
3	ベトナム	味の素株式会社	-	栄養士制度普及促進事業
4	ベトナム	株式会社日立製作所	-	ICT活用によるサステナブルな防災・減災システム普及促進事業
5	ミャンマー	株式会社JPメディアダイレクト	日本郵便株式会社	郵便事業の改善及び高度配送ネットワーク普及促進事業
6	ミャンマー	ロート製薬株式会社	-	持続可能な包括的日本人式白内障診療普及促進事業
7	ミャンマー	デンタルサポート株式会社	-	歯科技工/歯科医療サービス普及促進事業
8	ミャンマー	株式会社日立製作所	住友電気工業株式会社	ヤンゴン市道路計画策定のための交通流シミュレーション技術等普及促進事業
9	ミャンマー	社会医療法人社団三思会	-	予防医療普及促進事業
10	バングラデシュ	株式会社ヘリオス・ホールディングス	-	一般家庭向けプリペイドガスメーター普及促進事業
11	メキシコ、コロンビア、ブラジル、アルゼンチン	テルモ株式会社	-	経橈骨動脈カテーテル法による虚血性心疾患治療普及促進事業
12	ブラジル	株式会社タニタ	株式会社タニタヘルスリンク	クリチバ市における生活習慣病対策を目的としたスマート・ヘルスケア普及促進事業
13	ケニア	株式会社LIXIL	-	非都市部における水資源保全と衛生環境改善のための循環型無水トイレシステム普及促進事業
14	ナイジェリア	日本電気株式会社	-	オスン州向け住民登録管理システム普及促進事業
15	トルコ	株式会社富士通九州システムズ	富士通株式会社	ICTを活用したスマートアグリ(畜産・施設園芸)普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

第2回採択案件一覧（2014年2月26日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	インドネシア	日本電気株式会社	-	農業生産性向上のための複合センシング技術普及促進事業
2	インドネシア	富士フイルム株式会社	-	肺・気管・気管支がんの内視鏡診断技術普及促進事業
3	カンボジア	ネットオフ株式会社	-	技術人材育成を通じた高水準な自動車整備技術普及促進事業
4	ベトナム	旭硝子株式会社	-	民生部門向け省エネガラス普及促進事業
5	ベトナム	株式会社大田花き	株式会社大田花き花の生活研究所	花きせり市場開設および花き流通技術普及促進事業
6	ベトナム	積水化学工業株式会社	一般財団法人都市技術センター	非開削下水道管路更生工法普及促進事業
7	ベトナム	東京急行電鉄株式会社	-	ビンズオン省におけるICT事業運営技術普及促進事業
8	トンガ	株式会社プログレッシブエナジー	-	災害対応型沖縄可倒式風力発電システム普及促進事業
9	キルギス、 カザフスタン	株式会社IHIスター	-	広域酪農地域向け農業機械普及促進事業
10	ペルー	国立大学法人千葉大学	株式会社サカタのタネ、タキイ種苗株式会社、株式会社ミヨシ、横浜植木株式会社	有用植物遺伝資源開発技術普及促進事業
11	南アフリカ 共和国	株式会社日立製作所	-	ダーバン市における省エネ海水淡水化システム普及促進事業
12	モロッコ	住友電気工業株式会社	-	ワルザザトにおける集光型太陽光発電システム(CPV)普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

第3回採択案件一覧（2014年8月28日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	インドネシア	太陽工業株式会社	-	高性能アクティブ保冷機普及促進事業
2	フィリピン	一般財団法人化学及血清療法研究所	-	日本脳炎ワクチン普及促進事業
3	フィリピン	新日鉄住金エンジニアリング株式会社	-	ダバオ市廃棄物利用発電技術普及促進事業
4	タイ	オリンパスメディカルシステムズ株式会社	-	アドバンス内視鏡外科手術普及促進事業
5	ベトナム	住友商事株式会社	株式会社アイチコーポレーション、株式会社きんでん	無停電工法を含めた安全且つ効率的配電工事の機械化普及促進事業
6	ベトナム	日本電気株式会社	-	ホーチミン市公共交通バスICT普及促進事業
7	ミャンマー	ユニ・チャーム株式会社	-	月経教育を通じた生理用ナプキン普及促進事業
8	ミャンマー	株式会社きんでん	住友商事株式会社	日本式配電技術訓練システム普及促進事業
9	インド	パナソニック溶接システム株式会社	株式会社栗田機械製作所	高精度アーク溶接技術普及促進事業
10	インド	JFEエンジニアリング株式会社	-	バンガロール市都市廃棄物処理技術等普及促進事業
11	ブラジル	日本無線株式会社	-	パラナ州雨量レーダ普及促進事業
12	トルコ	富士変速機株式会社	-	機械式駐車場普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

第4回採択案件一覧（2015年2月13日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	インドネシア	株式会社環境総合テクノス	東亜エルメス株式会社、曙ブレーキ工業株式会社	ジャカルタMRTにおける安全管理対策のためのOSV計測技術の普及促進事業
2	マレーシア	野村興産株式会社	-	水銀含有廃棄物適正処理技術普及促進事業
3	ベトナム	株式会社NIPPO	-	アスファルト舗装補修・予防保全工法普及促進事業
4	インド	本田技研工業株式会社	-	タミル・ナド州小型ガソリンエンジンを使った小型ボートの廉価な動力化技術普及促進事業
5	ウズベキスタン	株式会社西島製作所	-	農業セクター支援の為に高効率で経済的な渦巻ポンプ普及促進事業
6	ジョージア	三井物産株式会社	東京製綱株式会社	道路防災(落石対策)普及促進事業
7	メキシコ	日本電気株式会社	-	宇宙開発・利用インフラ普及促進事業
8	モロッコ	コスモALA株式会社	-	肥料へのALA(5-アミノレブリン酸)普及促進事業
9	ケニア	株式会社LIXIL	-	都市部における水資源確保と水環境改善のための超節水型トイレシステム普及促進事業
10	南アフリカ共和国	株式会社日立製作所	-	高圧直流送電システム普及促進事業
2014年度補正予算枠(健康・医療特別枠)				
1	インドネシア	大塚製薬株式会社	-	結核患者の服薬遵守支援システム普及促進事業
2	インドネシア	アライドテレシス株式会社	一般社団法人Medical Excellence JAPAN	医療施設の情報ネットワーク標準化普及促進事業
3	インドネシア	オリンパス株式会社	-	泌尿器腹腔鏡手術普及促進事業
4	インドネシア	ニプロ株式会社	-	結核診断キットの普及促進事業
5	タイ、マレーシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア	メディキット株式会社	旭化成株式会社、川澄化学工業株式会社	透析技術トレーニングセンター開発計画における水浄化およびアセアン諸国を対象とした透析技術普及事業
6	ベトナム	アルフレッサメディカルサービス株式会社	アルフレッサホールディングス株式会社	医療材料物流管理システム普及促進事業
7	ブラジル	富士フイルム株式会社	-	PACSによる遠隔画像診断技術を活用した医療連携普及促進事業

第5回採択案件一覧（2015年9月17日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	インドネシア	株式会社大潟村あきたこまち生産者協会	-	稲作高付加価値化技術普及促進事業
2	フィリピン	東京エレクトロニクスシステムズ株式会社	-	iSPEED緊急医療支援システム普及促進事業
3	フィリピン	栄研化学株式会社	ニプロ株式会社	結核診断アルゴリズム普及促進事業
4	ベトナム	ユニチカ株式会社	-	農業生産性向上のための不織布普及促進事業
5	ベトナム	東京電力株式会社	THEパワーグリッドソリューション株式会社	配電設備計画システム普及促進事業
6	ベトナム	株式会社タブチ	-	給水装置施工技術普及促進事業
7	ベトナム	リオン株式会社	-	難聴者聴覚検査・診断機器普及促進事業
8	カンボジア	株式会社日立製作所	-	社会保障制度のための生体情報を用いた個人特定技術普及促進事業
9	ミャンマー	日本国土開発株式会社	-	土砂改良技術(ツイスター工法)普及促進事業
10	カザフスタン	三菱レイヨン株式会社	丸紅株式会社	膜分離活性汚泥法(MBR法)による下水処理技術普及促進事業
11	モロッコ	阪神高速道路株式会社	株式会社特殊高所技術	特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

第6回採択案件一覧（2016年2月22日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	インドネシア	大阪ガスエンジニアリング株式会社	-	ACF大気浄化ユニット普及促進事業
2	インドネシア	日本電気株式会社	住友林業株式会社	森林火災監視・即応システム普及促進事業
3	フィリピン	日本磁力選鉱株式会社	-	電気電子機器廃棄物リサイクルシステム普及促進事業
4	タイ	株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社日立製作所	電子記録債権サービス普及促進事業
5	カンボジア	コニカミノルタ株式会社	-	放射線デジタルシステム・安全管理技術普及促進事業
6	アゼルバイジャン	日揮株式会社	-	後発医薬品製造管理技術普及促進事業
7	メキシコ	日本光電工業株式会社	-	AED普及促進事業
8	ケニア	豊田通商株式会社	株式会社上組、三井造船株式会社	モンバサ港ターミナルシステム・運営技術普及促進事業
9	ナミビア	シスメックス株式会社	-	臨床検査室品質管理技術普及促進事業
10	ザンビア	エアロセンス株式会社	-	小型無人航空機（ドローン）を用いた物流サービス普及促進事業
2015年度補正予算枠（健康・医療特別枠）				
1	メキシコ	オムロンヘルスケア株式会社	-	スマホアプリ肥満解消プログラム普及促進事業
2	ガーナ	テルモ株式会社	-	輸血感染対策普及促進事業

開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業

第7回採択案件一覧（2016年9月5日公示）

No	国名	提案代表者	共同提案者	案件名
1	タイ	株式会社長大	-	尿尿分離処理式無水バイオトイレ普及促進事業
2	メキシコ	ダイキン工業株式会社	-	環境配慮型空調機普及促進事業
2016年度補正予算枠（健康・医療特別枠）				
4	タイ	栄研化学株式会社	-	大腸がん集団検診普及促進事業
5	ベトナム	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	-	電子医療情報システム普及促進事業
6	ザンビア	関西ペイント株式会社	-	感染症対策塗料普及促進事業
7	ギニア	東レ株式会社	-	感染対策衣普及促進事業
2016年度補正予算枠（インフラシステム輸出特別枠）				
9	フィリピン	株式会社東光高岳	東京電力パワーグリッド株式会社	配電系統運用システム・管理技術普及促進事業
10	タイ	日野自動車株式会社	-	ハイブリッド路線バス普及促進事業
1	インド	株式会社日立製作所	-	公共交通情報提供システム普及促進事業
2	ブラジル	日鐵住金建材株式会社	-	鋼製透過型・ソイルセメント砂防堰堤普及促進事業

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 民間連携事業部

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

TEL : 03-5226-6960

FAX : 03-5226-6326

email: ostpp-contact@jica.go.jp

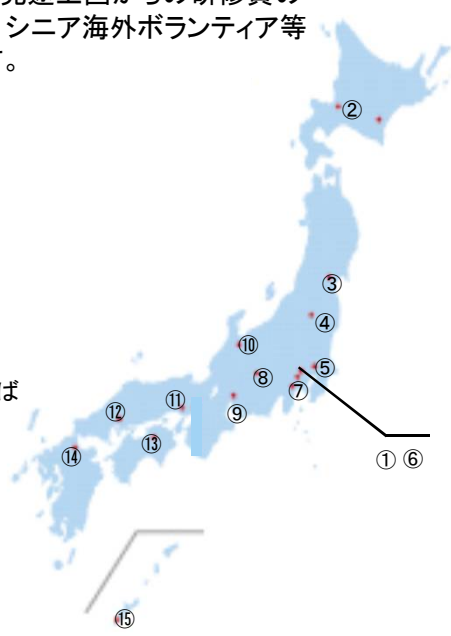
JICAについて

名称	独立行政法人国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency(JICA))
発足日	2003年10月1日 (2008年10月1日、独立行政法人国際協力機構が国際協力銀行の海外経済協力業務、及び外務省の無償資金協力事業の一部を承継)
設立根拠法	独立行政法人国際協力機構法(JICA法) (「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」により改正されたもの。以下「JICA法」という。)
代表者氏名	理事長 北岡伸一
常勤職員の数	1,845名(2015年3月末時点)
本部連絡先	〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

各地域の拠点として、開発途上国からの研修員の受入、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等幅広い活動をしています。

国内拠点 15ヶ所

- ① JICA地球ひろば
- ② JICA北海道(札幌・帯広)
- ③ JICA東北
- ④ JICA二本松
- ⑤ JICA筑波
- ⑥ JICA東京
- ⑦ JICA横浜
- ⑧ JICA駒ヶ根
- ⑨ JICA中部/なごや地球ひろば
- ⑩ JICA北陸
- ⑪ JICA関西
- ⑫ JICA中国
- ⑬ JICA四国
- ⑭ JICA九州
- ⑮ JICA沖縄



海外拠点 92ヶ所

世界92か所の拠点が窓口となり、各国のニーズにあった支援事業を展開しています。(地域別内訳: アジア22カ所、大洋州9カ所、北米・中南米23カ所、アフリカ26カ所、中東9カ所、欧州3カ所)

